

ほろにかが

平成31年1月16日
全国卸売酒販組合中央会

「年頭所感」

国税庁酒税課長
杉山 真

平成31年の年頭に当たり、全国卸売酒販組合中央会傘下の組合員の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。日頃は、酒税及び酒類行政はもとより、税務行政全般について御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

最近の酒類業を取り巻く環境や今後の酒税及び酒類行政の取組について、所感を申し述べたいと思います。

最初に、「酒類の公正な取引環境の整備」について申し上げます。

酒類について過度な価格競争を防止し酒税の保全を図る等の観点から平成28年5月に成立した酒税法等の一部改正法に基づき、平成29年6月から「酒類の公正な取引に関する基準」が施行され、約1年半が経過しました。

基準2年目の本年は、基準がしっかり定着するために非常に重要な年となります。このためには、何よりもまず酒類業者の皆様が自主的な取組が重要です。皆様方におかれましては、引き続き、公正取引の確保に向けた自主的な取組を推進されますようお願いいたします。

国税庁としましても、引き続き、問題があると考えられる酒類業者に対して、深度ある取引状況等実態調査を実施し、必要に応じて公正取引委員会とも連携しつつ、適正かつ厳正に対処してまいります。

次に、「酒類業の発展に関する取組」について申し上げます。

「酒類業の健全な発達」を任務とする国税庁としましては、少子高齢化に伴う人口の減少、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者の皆様や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、本年も様々な取組を行ってまいります。

近年、海外における日本産酒類に関する部門の創設や海外の権威ある品評会での受賞等により、日本産酒類への評価や関心が高まっているところです。

国税庁としましては、酒類製造者が消費者にとって真に魅力ある商品の開発に経営資源をシフトすることや、地域の特色を活かした商品の開発が進み、地方創生の牽引役となること、更には、国際的にも評価される商品の開発が進み、日本産酒類のブランド価値向上や日本の酒類産業の国際競争力の強化につながることは非常に重要であると考えております。

このような基本的な考え方にに基づき、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「未来投資戦略2018」なども踏まえつつ、官民一体となって日本産酒類の輸出拡大・輸出環境整備に関する取組を進めているところです。

昨年の日本産酒類の輸出動向を見ますと、引き続き順調に推移しており、これもひとえに酒類業者の皆様の御努力、御尽力の賜物であると考えております。

また、国税庁は、日EU・EPA、TPP11等の国際交渉を通じ、海外における関税の撤廃、非関税障壁の改善、日本の地理的表示の保護の要求をしております。

本年2月の発効を予定している日EU・EPAでは、EUへの日本産酒類の輸出に関して①関税の即時撤廃、②日本産酒類の地理的表示の保護、③日本ワインの輸入規制の撤廃、④単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和について実現しました。

特に、海外における日本産酒類の地理的表示の保護は、ブランド価値向上等に有効と考えており、今後も様々な国や地域に対し、国際交渉を通じて適切な保護が行われるよう、引き続き働きかけを行うとともに、個別の産地からの指定の相談等には適切に対応してまいります。

昨年10月には、ワインの表示ルールとして「果実酒等の製法品質表示基準」の適用が開始されました。

この表示ルールは、消費者の方が適切に商品選択を行えるように、「日本ワイン」等の定義を定めたもので、ブランド価値向上等の観点から大変有意義な取組であると考えております。適用開始まで3年間の経過期間を設けておりましたが、この表示ルールの定着のため、引き続き、国税庁はその周知・啓発に努めるとともに、個々のワイン事業者からの相談には丁寧に対応してまいります。

一方で、ワイン製造業者はもとより、酒類販売業者の皆様にもこの表示ルールの目的や内容についてご理解いただき、消費者の誤認を招かないような分かりやすい売場づくりをしていただきたいと思います。

こうした制度面からの輸出環境整備に加えて、国際的なイベントにおける日本産酒類のPRブースの出展や、国外の酒類専門家の招聘による、国内外への日本産酒類の情報発信に取り組むとともに、展示商談会への出展支援等による、ビジネスマッチングの機会も提供しています。

引き続き、関係府省・機関とも連携しながら、酒類業者の方々の自主的かつ意欲的な取組に対する支援に努めてまいります。

この日本産酒類の輸出促進については、政府の取組のみならず、卸売業界の皆様が果たすことができる役割は大きく、各地の酒類業者等からの期待も大きいところです。既に卸売業者と全国の製造業者とのマッチングに取り組まれて

いると承知しておりますが、日本産酒類の海外展開についても、業界全体をリードするなど、引き続き、積極的に役割を果たされることを期待しております。

このほか、課税等のための分析・鑑定、その理論的裏付けとなる研究・調査のほか、酒類製造者の技術力の維持強化の支援、酒類の品質・安全性確保等については、引き続き、独立行政法人酒類総合研究所と情報交換・連携を図り、適切に対応してまいります。

続いて、「社会的要請への対応」について申し上げます。

平成26年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行されるなど、未成年者の飲酒防止や適正飲酒に関する社会的要請は強まっています。同法に基づき、平成28年5月に「不適切な飲酒の誘引の防止」などを盛り込んだ「アルコール健康障害対策推進基本計画」が閣議決定されたほか、平成29年6月には酒類の適正な販売管理の観点から酒類販売管理研修の受講が義務化されました。

酒類販売管理研修については、全国の小売酒販組合や卸売酒販組合などの酒類販売管理研修実施団体のご協力をいただいて、酒類小売業者の法令順守に関する取組を行っていただいているものと承知しております。引き続き、法令を遵守していただき、酒類の適正な販売管理に努めていただきたいと思います。

国税庁としましては、今後とも酒類業界と一体となって、酒類販売管理者制度を活用しつつ、未成年者や妊産婦など飲酒すべきではない者の飲酒の誘引防止やアルコール健康障害の発生防止等の取組を推進するなど、酒類に関する社会的要請に積極的に対応してまいります。

結びに、新しい年、平成31年が全国卸売酒販組合中央会傘下の組合員の皆様方にとりまして、御多幸と御繁栄の年となりますよう、心より祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。